



# COVID-19対応での DQS Japan のIATF審査認証方針

2020年4月9日

DQS Japan Inc. ドイツ品質システム認証株式会社  
代表取締役 井上 隆吉  
〒105-0003 東京都港区西新橋2-9-1 PMO西新橋7階  
TEL: 03-5521-1181 FAX: 03-5521-1182  
URL : <http://www.dqs-japan.co.jp>



DQS Japanは4月7日に発出された政府の非常事態宣言に協力し、オフィススタッフの在宅勤務などの方策を既に実施しております。

IATFは、一律6ヶ月の登録証有効期限の延長を決定したものの、他の規格と異なり、リモート審査を許可しておりません。しかしながら、IATF16949については、認証登録の維持が欧米OEMとの取引条件であったり他国を含め他社との差別化のために重要な要素であることから、当社としてはお客様の事業運営に必要な不可欠なもののひとつであると認識しております。したがって、DQS Japanとしては、お客様の要請がある限り、IATF審査員の安全を確保した上で、今後も引き続きIATF16949現地審査を行うことと致しました。

IATFよりは、COVID-19対応としてで特別処置のルールが発行されております。これによりますと、最大180日の継続審査、更新審査の延期が可能となります。（別紙参照願います）

本年から来年にかけてはTSからIATFへの移行審査から3年目にあたり、すべての企業様がIATF更新審査となります。

DQS Japanと致しましては、上記状況を踏まえ

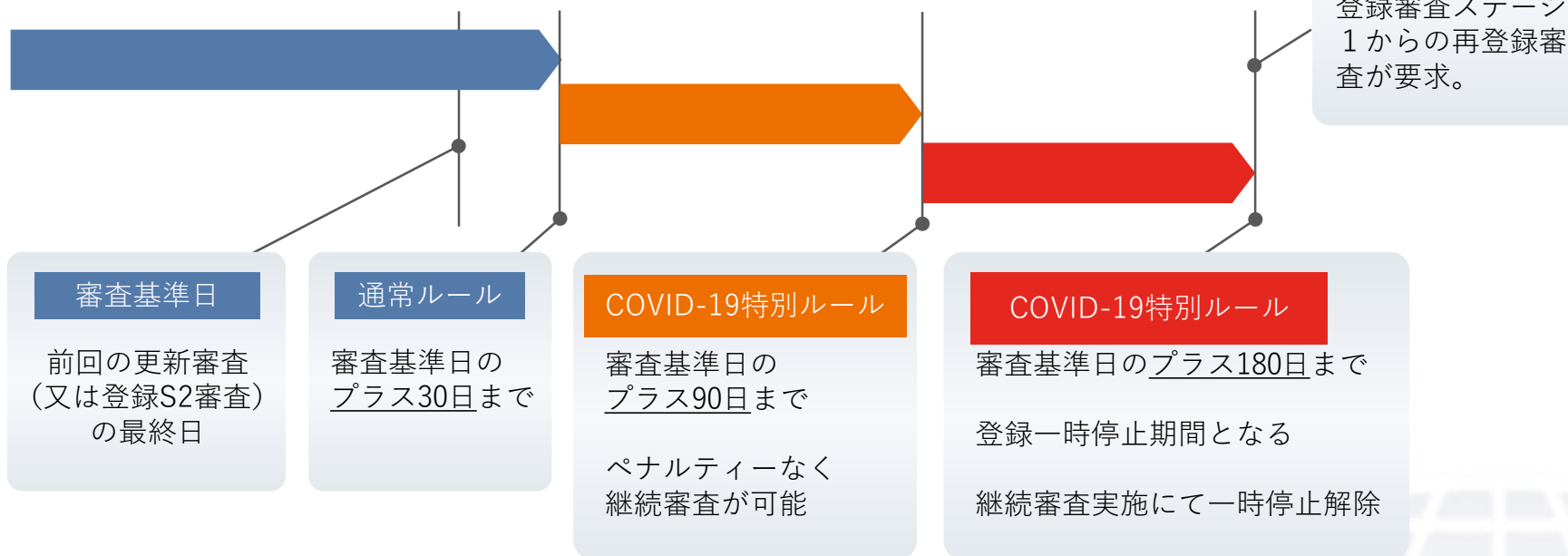
- 1) 予め更新審査を予定されているお客様
- 2) COVID-19特別ルールに基づき審査を延期・リスケジュールされたお客様
- 3) 新規のIATF登録認証を希望されるお客様

の順に優先順位を決め対応して参る所存です。（現在のところ、IATF新規登録認証については必ずしもご希望の時期に沿いかねる状況です）

就きましては、COVID-19特別ルールに基づき審査を延期・リスケジュールされるお客様につきましては、審査スケジュールに関し最大限の努力は致しますが、審査が出来ないまま、認証登録が取消されてしまうリスクが高い事を予めご承知おきくださるようお願い申し上げます。



## 1 継続審査 延期 IATFによる特別ルール



延期をご希望の場合、登録取消となる日程まで、新たな日程の確保 (IATF審査員の確保) が出来ず登録取消となるリスクが高い事をご承知おきください。



## 2 更新審査 延期 IATFによる特別ルール

重要

自動的に6か月延長された登録証有効期限の最低120日前までに更新審査が完了しなければなりません。

登録取消となってしまった場合、既に更新審査を受けていても、登録証は更新されなくなります。

通常ルールにて予定されていた更新審査実施完了期限  
(移行審査最終日 - 3か月 + 0)

延長された有効期限を過ぎると登録取消となります

延長前の登録証の有効期限

+ 6 か月の自動延長

IATFデータベース上は、すでに183日プラスした有効期限になっています。

延期をご希望の場合、登録取消となる日程まで、新たな日程の確保 (IATF審査員の確保) が出来ず登録取消となるリスクが高い事をご承知おきください。



DQS Japanとしては認証業務はお客様の事業運営に必要不可欠なもののひとつであると認識しております。従って、我々はおお客様の要請がある限り、審査員の安全を確保した上で、今後も引き続き現地審査を行うことと致しました。

ただし、審査員とお客様双方に以下をお願いしております。

- 毎朝の検温（37.5°C未満であること）
- 審査中のマスク着用
- こまめな手洗い、または、アルコール消毒の実施
- 3つの密を避ける
  - 最少人数（5名以下）での審査
  - 広めの部屋での審査
  - 定期的な換気
- 名刺交換の取りやめ